

# 知的かけはし

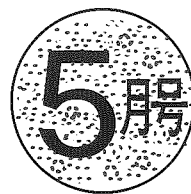
クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16  
東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2020・5・10

## 特許庁ステータスレポート2020

### 国際特許出願が過去最高

特許庁は「特許庁ステータスレポート2020」を取りまとめ、知的財産制度を取り巻く現状や最新の統計情報などを公開した。

#### 【特許】

2019年において特許庁への特許出願件数のうち国際特許出願件数、商標出願件数、意匠出願件数は、前年より増加した。

特許出願件数では、2019年の特許庁への特許出願件数は、307,969件で、2018年の313,567件から5,598件減った。このうち、国際特許出願件数は66,968件で、過去最高であった2018年の64,013件を更に上回った。国際特許出願を除く特許出願の件数は減少傾向にある。日本の特許庁を受理官庁としたPCT国際出願の件数は、堅実に増加しており、2019年の件数は、過去最高の51,652件となった。

一次審査通知（First Action）までの期間（FA期間）と権利化までの期間をみると、2018年度のFA期間は平均9.3か月だった。また、権利化までの期間は平均14.1か月だった。

#### 【商標】

商標登録出願件数は、190,773件と前年比で6,290件増加した。国際商標出願が1,648件増加、国内出願も4,642件増加しており、2018年の減少からプラスに転じた。

## 海外流失を防止

▽農水省▽

### 和牛遺伝子は「知的財産」

国内外で人気が高い和牛の受精卵などの遺伝資源の保護を強化する関連法が成立した。

和牛の遺伝資源を「知的財産」とみなしたうえで、不正な手段で得た受精卵などを使用したり、海外に持ち出そうとした場合などは、刑事罰が科される。

また、国内での利用に限定する契約に反し

て輸出しようとした場合や、窃盗や詐欺などの不正な手段で得た受精卵などを使用して生産された子牛がいた場合には、使用や販売などの差し止めが請求できるようになった。

さらに遺伝資源の流通を管理する法律もあわせて改正され、受精卵などを扱う事業者に対し、生産状況の定期的な報告や売買の記録の厳格化を求めている。

和牛をめぐっては海外での人気が高まり、輸出が増加傾向にある一方で、受精卵が不正に中国へ持ち出されそうになるなど、海外で生産が広まれば輸出にも大きな影響が出ることから、不正流出を防ぐことが課題となっている。

### スタートアップがつかず課題と対応策を事例で紹介（特許庁）

特許庁は「知財戦略支援から見えた スタートアップがつかず14の課題とその対応策」を公開した。スタートアップ（ベンチャー企業）がつかずきやすい課題を、「ビジネスモデル・シーズ戦略」、「知財戦略」、「出願戦略」に分けて整理し、それぞれの対応方法について紹介している。

スタートアップの知財戦略の構築を支援する特許庁の「知財アクセラレーションプログラム」（IPAS）の成果をまとめた事例集で、スタートアップに限らず、多くの企業が抱える課題とその対応策が具体的に解説されている。

例えば、「知財戦略」の課題として、「他企業と共同研究開発を開始したが、自社の知財が相手のものになるリスクを抱えている」といった事例と対応策が掲載されている。

詳細は特許庁の知財ポータルサイト「IP BASE」

<https://ipbase.go.jp/public/startupxip.php>

[https://ipbase.go.jp/assets/pdf/ipbase\\_case\\_study.pdf](https://ipbase.go.jp/assets/pdf/ipbase_case_study.pdf)

## 解説

課題、作用・機能の共通性を考慮した進歩性判断  
知的財産高等裁判所 令和元年（行ケ）  
第10097号 審決取消請求事件  
令和2年3月19日判決言渡

## 第1 事案の概要

原告は、特願2014-135596号からの分割出願である特願2017-47926号（簡易蝶ネクタイ又は簡易ネクタイ）について拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判を請求した（不服2017-16280号）。拒絶査定不服審判において拒絶理由通知を受け、特許請求の範囲を補正したところ、特許庁は、補正後の請求項1に係る発明（本件補正発明）は進歩性欠如で独立特許要件を備えていないとして補正却下し「本件審判の請求は、成り立たない」との審決（本件審決）を下した。原告が本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

本件審決の理由の要旨は、本件補正発明は、原出願の前に頒布された刊行物である甲1（実願平2-127641号（実開平4-81919号）のマイクロフィルム）に記載された発明及び甲2～甲4（実願昭59-173953号（実開昭61-88518号）のマイクロフィルム）に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものである、というものである。

## 第2 判決

- 1 特許庁が不服2017-16280号事件について令和元年6月4日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

## 第3 理由

(1) 本件審決が認定した本件補正発明と甲1に記載された発明（引用発明1）との一致点及び、認定した3つの相違点のうちの相違点2は次の通りである。

（一致点）

「結び目を有する簡易蝶ネクタイであって前記結び目の裏側にはシャツの第一ボタンがはまり込む切欠き状の部分形成された部材が、前記結び目とつながって、前記結び目の表側に貫通しないように形成され、前記結び目近辺にシフを有し、前記結び目の裏側の切欠き状の部分形成された部材とウイングとの間には前記結び目を介して横方向に空洞部分を有し、閉めてある状態の第一ボタンの上からはめ込むことで装着する簡易蝶ネクタイ。」である点。

（相違点2）

ボタンがはまり込む切欠き状の部分について、本件補正発明は、全ての側縁が閉じた縦状の穴であるボタン穴であるのに対し、引用発明1は、下縁から凹状切欠いたボタン係合部19である点。

(2) 判決の理由

相違点2の容易性について

本件審決は、引用発明1及び甲4発明の装身具は、いずれも、装身具を簡単にシャツの第一ボタンに装着できるようにするという共通の課題を有し、また、これを着用するに当たり、切欠き状の部分にボタンがはまり込むことで装着するという共通の機能を有するから、引用発明1のボタン係合部19における切欠き状の部分の具体的な形状として、甲4発明の係止導孔を有する円形の鉤挿通孔の態様を採用し、相違点2に係る本件補正発明の構成とすることは、当業者であれば容易に成し得たことである旨判断した。

しかしながら、引用発明1は、簡易型のネクタイ本体を取付ける着用具を改良することによって、着用状態における位置ずれや傾きを生じ難く、低コストで生産でき、そして着用操作も容易である簡易着用具付きネクタイを提供することを課題とするものである。

一方、甲4に記載された考案は、襟飾り、生花等の種々の装飾小物、殊に襟前に止着する装身具について、着脱が簡単であり、かつ、衣服の損傷がほとんどない装身具取付台を提供することを課題とするものであるが、かかる装身具として、蝶ネクタイやネクタイを例示するものではなく、蝶ネクタイやネクタイを着用する際に固有の問題があることを指摘するものでもない。

したがって、引用発明1と甲4発明は、その具体的な課題において、大きく異なるものといえる。

また、発明の作用・機能のみをみても、引用発明1は、基板部、ネクタイ取付部及び一对の突出片から成る簡易着用具を備え、ネクタイ取付部の裏側に位置する基板部に、その下縁を凹状に切り欠いたボタン係合部を設け、その切欠きにシャツの第一ボタンに係合させるとともに、一对の突出片を襟下へ挿入することで、簡易蝶ネクタイの良好な着用状態及び簡単な着用操作を実現するものである。

そして、甲1には、引用発明1に関し、①「ボタン係合部19」の奥部は、ボタン取付け糸の部分で丁度跨ぐことができる程度の小円弧状をなすものとし、その幅は、ボタンとの係合状態において横方向にほとんど移動しない程度のものですること、②着用時にボタンとの係合を容易にするとともに、着用時に基板部2の片側がボタン穴に入り込むことを防ぐために、「ボタン係合部19」の下方を、ラッパ状に下方へ拡大して基板部2の下縁に達するものとするとの記載がある。これは、結び目の陰に隠れて見えない状態のボタン係合部を、上方から探りながらも容易に装着できるようにするための工夫といえるから、簡易着用具1の基板部2における、ボタン係合部19の配置位置及びその形状を引用発明1の構成とすることは、引用発明1の課題を解決するために、重要な技術的意義を有するものであることを理解できる。

他方、甲4発明は、取付台基板に対して上方に係止導孔を連続形成した鉤挿通孔を穿設すると共に、他の一部に背面方向に突出するピンを突設し、ピン先端にピン挟持機構を有するピン挿入キャップを冠着することで、鉤の確実な止着と、各種装身用小物の衣類への簡単な着脱を実現するものであって、第1ボタンへの係合方法、衣類への確実な止着及び簡単な着脱の実現手段において、引用発明1と大きく異なるものであるから、発明の具体的な作用・機能も、引用発明1とは大きく異なるものといえる。

加えて、甲4の記載事項によれば、甲4発明の装身具取付台は、衣類に装着する際に、第1ボタンの前部からアプローチして、鉤挿通孔(2)に挿入した後、装身具取付台を鉛直方向の下部に移動させ、係止導孔(3)を第1ボタンの取付け糸に係合するものであるから、当業者であれば、第1ボタンを鉤挿通孔(2)に挿入する際に、これらを視認できる状態でない、ボタンの着脱動作が困難となることを理解できる。

そうすると、仮に、引用発明1のボタン係合部19における切欠き状の部分の具体的な形状として、甲4発明の「細幅の係止導孔(3)を有する円形の鉤挿通孔(2)」の態様を採用した場合には、ボタン係合部19の側面に位置し、その前側にネクタイが取り付けられるネクタイ取付部3が存在するため、簡易蝶ネクタイを着用する際に、簡易蝶ネクタイ及びネクタイ取付部に隠されて、第1ボタン及びボタン穴を視認することができないことになる。そのため、ボタン係合部を切欠き状にする場合よりも、着用具へのボタンの係合が困難となることは明らかであるといえる。

以上によれば、引用発明1と甲4発明とは、発明の課題や作用・機能が大きく異なるものであるから、甲1に接した当業者が、甲4の存在を認識していたとしても、甲4に記載された装身具取付台の構成から、「細幅の係止導孔(3)を有する円形の鉤挿通孔(2)」の形状のみを取り出し、これを引用発明1のボタン係合部19における切欠き状の部分の具体的な形状として採用することは、当業者が容易に想到できたものであるとは認め難く、むしろ阻害要因があるといえる。

したがって、本件補正発明は、引用発明1に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえないから、これに反する本件審決の判断には誤りがある。

## 第4 考察

特許庁の審決では主引用発明、副引用発明から容易に発明されるとして進歩性が否定されていた。本判決では、主引用発明と副引用発明との間の課題、作用・機能の共通性を検討して、容易に発明をすることができたものであるとはいえないとして進歩性が肯定され、特許庁審決が取り消された。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。以上

## 国際特許(PCT)出願件数 中国が米国抜き世界1位

■WIPO■

WIPO(世界知的所有権機関)は、特許協力条約(PCT)に基づく2019年の国際特許出願件数を発表した。

それによると、中国が5万8,990件となり、米国(5万7,840件)を抜き、初めて世界1位となった。3位は日本(5万2,660件)。国際特許出願件数で中国が米国を逆転したことで、知財分野における米中の覇権争いは一段と激しくなりそうだ。

世界全体の出願件数は前年比5%増の26万5,800件と、過去最多を更新した。中国の出願は11%増の5万8,990件。1999年には276件しかなかったが、この20年間で200倍以上も増加した。米国は特許協力条約(PCT)の運用が始まった1978年以来40年間首位を維持してきたが、今回5万7,840件(3%増)と2位に転落した。日本は5万2,660件(5.9%増)と前年と同じ3位。4位はドイツで1万9,353件(2.0%減)、5位は韓国で1万9,085件(12.8%増)となっている。

### 【企業別】

企業別では、中国通信機器最大手の華為技術(ファーウェイ)が4,411件となり、3年連続で首位を維持。2位は三菱電機(2,661件)で、日本企業

### 【国別】

		2018年	2019年
①	中国	53,349	58,990
②	米国	56,252	57,840
③	日本	49,706	52,660
④	ドイツ	19,742	19,353
⑤	韓国	16,917	19,085

### 【企業別】

①	華為技術(ファーウェイ)	中国	4,411
②	三菱電機	日本	2,661
③	サムスン電子	韓国	2,334
④	クワルコム	米国	2,127
⑤	OPPO(オッポ)	中国	1,927

として唯一トップ10入りした。3位は韓国サムスン電子(2,334件)、4位は米国のクワルコム(2,127件)、5位は中国スマートフォン大手のオッポ(1,927件)。

出願分野では、デジタル通信やコンピューター技術での申請が増加。次世代通信規格「5G」や人工知能(AI)など先端技術の開発競争が激化しているようだ。

## 新型コロナ感染症により 影響を受けた手続の取扱い

■特許庁■

特許庁は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願等の手続が指定された期間内にできなくなった場合の手続や審判事件における手続の指定期間の延長等について公表した。

◇指定期間(特許庁長官、審査官や審判官によって指定される期間)

特許庁に係属中の出願又は審判事件について、新型コロナウイルス感染症の影響により、指定された期間内に手続ができなくなった場合は、手続ができなかった事情を説明する文書を添付することで、必要と認められる場合には、指定期間を徒過していても有効な手続として取り扱われる。

◇法的期間(特許法等の法律によって定められている期間)

手続すべき期間が法律又は政省令で定められている手続について、新型コロナウイルス感染症の影響により、所定期間内にできなくなった場合は、救済手続期間内に限り手続をすることができる。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて手

続ができなかった事情を説明する文書を添付することで、必要と認められる場合は、有効な手続として取り扱われる。

◇新規性喪失の例外規定の証明書の押印・署名等が間に合わない場合

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、証明書の押印・署名等が間に合わない場合は、所定の記載をした記名押印又は署名のない証明書を期間内に提出した後、記名押印又は署名をした証明書の準備ができ次第、上申書により後から提出する対応が可能となる。

◇審判事件及び異議事件における指定期間の延長・救済措置

審判事件及び異議事件における手続について、最大1ヶ月間の指定期間の延長の申出をすることができる。さらに指定期間の延長が必要な場合には、同一の手続について、再度の延長の申出をすることができる。

また、指定期間を徒過した場合の救済の申出があった場合は合議体の判断により、審理状況や申出された理由を踏まえた対応がとられる。

◇出願等の受付

窓口での出願等の受付については、原則行わず、電子出願又は郵送(書留、配達記録を推奨)による出願等のみ可能。

対面による面接審査・面接審理は、原則行わず、インターネット回線を利用したテレビ面接や、電話による相談は可能。

# 審 決 紹 介

本願商標「ひやシート」は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2019-7152、令和2年2月13日審決、審決公報第243号）

## 1 本願商標

本願商標は、「ひやシート」の文字を標準文字で表してなり、第3類「せっけん類、香料、薫料、化粧品、歯磨き、つけづめ、つけまつ毛、口臭用消臭剤、動物用防臭剤」を指定商品として、平成29年11月13日に登録出願されたものである。

## 2 原査定における拒絶の理由の要旨

原査定は、本願商標は「ひやシート」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「ひや」の文字は「冷やす」の文字を平仮名にて表記した「ひやす」の文字の一部として容易に認識され、本願の指定商品を取り扱う業界においては「ひやす」や「ひやし」等の文字を用いて「肌の温度を下げる」や「冷感を与える」等の商品の品質・効能を表示し取引が行われている実情が認められることから、本願商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者・需要者は「肌の温度を下げるシート状の商品」や「冷感を与えるシート状の商品」程度の意味合いを認識するにとどまり、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標というのが相当であって商標法第3条第1項第6号に該当する旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり、「ひやシート」の文字を標準文字で表してなるところ、これより原審において説示したような意味合いを想起させる場合があるとしても、当審における職権による調査によれば、本願の指定商品を取り扱う業界において、「ひやシート」の文字が自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないといえるほどに取引上一般に使用されている事実を発見することができず、さらに、本願の指定商品の取引者、需要者が当該文字を自他商品の識別標識と認識しないというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その指定商品について使用しても、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものとみるのが相当であり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標とはいえない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するものとして本願を拒絶した原査定は、取消しを

免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。よって、結論のとおり審決する。

本願商標「ベンガル」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2019-8721、令和2年1月31日審決、審決公報第243号）

## 1 本願商標

本願商標は、「ベンガル」の文字を標準文字で表してなり、第31類に属する願書に記載のとおりの商品を指定商品として、平成30年3月5日に登録出願されたものである。

その後、本願の指定商品については、原審における同31年2月7日付けの手続補正書により、第3類「ガーベラの苗」と補正された（※第31「ガーベラの苗」の誤記と考えられる。）。

## 2 原査定における拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、「ベンガル」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、インド大半島北東部の地域名を表すものであって、我が国において一般的に知られた地名である。そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用したときは、その商品がベンガルで生産された商品であることを認識させるととどまるものであるから、単に商品の品質、産地を普通に用いられる方法で表示するにすぎないものとみるのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

本願商標は、前記1のとおり、「ベンガル」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字が、インド大半島北東部の地域名を表したものであるとしても、当該文字から、本願の指定商品が生産又は販売されているであろうと一般に認識するとはいい難い。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「ベンガル」の文字が、商品の品質、産地を表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、また、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の品質、産地を表示したものとして認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その指定商品との関係において、商品の品質、産地を表示するものとはいえない。したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

# お し ら せ

## ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和35年	商標登録第 557505号～第 559999号
◇ 45年	商標登録第 874407号～第 878285号
◇ 55年	商標登録第1438626号～第1442576号
平成 2年	商標登録第2270107号～第2278991号
平成12年	商標登録第4421769号～第4429068号
平成22年	商標登録第5356749号～第5365217号

各年の10月1日～10月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

## ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成29年6月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは5月中審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

## ●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和2年2月分	23,749	12,606
前 年 比	93%	88%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

[http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan\\_toukei\\_sokuho.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm)